

3 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄色→橙色）

現在、ご使用の黄色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、民生課健康保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆ 減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
交付年月日	令和 3年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 3年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110000 北海道後期高齢者医療広域連合

◆ 限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
交付年月日	令和 3年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 3年 8月 1日
適用区分	現役Ⅰ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110000 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい減額認定証及び限度証は橙色です

※お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合（Tel：011-290-5601）
住所：060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
役場民生課 健康保険係（Tel：7-5290）

鹿部で働きたい
自分に合う仕事がしたい

その相談、お受けします！

（令和3年6月4日時点 登録求人件数14件）

連絡はこちらまで

窓口：鹿部町役場2F水産経済課内
鹿部町地域就労サポートセンター

TEL：01372-7-5298





※ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください